

令和3年度第6回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 令和3年9月14日（火）
2. 招集の場所 長洲町役場 3階（中会議室）
3. 開 会 令和3年9月14日午前10時00分
4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長 濱北 圭右	2番 土山 秋吉	3番 杉本 和明
4番 徳永 章	5番 中嶋 英徳	6番 石井 裕
7番 嶋田 正忠	8番 宮本 静子	9番 木山 倫彦
10番 増岡美知子		

5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	中村 建治	楠田 源志	池上 春男
六栄区域	平木 誠志	木原 大介	城戸 祐樹
長洲・清里区域	坂井 隆浩	濱崎 伸二	

6. 欠席農業委員は次のとおりである。

なし

7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

なし

8. 議事参与が制限された委員数は次のとおりである。

0名

9. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局	局長	吉田 泰滋
農業委員会事務局	書記	前田 敦
農業委員会事務局	書記	濱井 翔太
農林水産課	課長補佐	大賀 留美

## 10. 提 出 議 案

報告第11号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

議案第21号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第22号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第24号 農用地利用集積計画（案）の決定について

その他

事務局長… それでは、ただいまから令和3年度第6回長洲町農業委員会定例総会を開会いたします。

本日から、ただいま任命状が交付されました杉本和明委員にも御出席をいただいておりますので、議事に入ります前に、改めて自己紹介の時間を設けたいと思います。杉本委員にちょっと簡単に自己紹介をしていただいた後、後は委員さん、推進委員さん、職員は事務局のほうから御紹介をさせていただきたいという形を取りたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、杉本委員、よろしくお願いいたします。

杉本委員… おはようございます。途中からの任命ということで、まだ皆さんの……、顔見知りの方もいっぱいいらっしゃいますので、御指導していただいて、お願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

事務局… それじゃあ、すいません、まず、農業委員さんのほうからですね。まず、会長の濱北会長です。

濱北会長… 濱北です。よろしく申し上げます。

事務局… 2番委員の土山秋吉様です。

土山委員… どうも、土山です。よろしく申し上げます。

事務局… それじゃあ、もう委員という言い方しますね。それじゃあ、3番の徳永委員です。

徳永委員… 徳永です。よろしく申し上げます。

事務局… 5番の中嶋委員です。

中嶋委員… どうも、よろしく申し上げます。よう知つとらすけん。

事務局… 6番の石井委員です。

石井委員… 石井です。よろしく申し上げます。

事務局… 7番の嶋田委員です。

嶋田委員… 嶋田です。よろしく申し上げます。

事務局… 8番の宮本委員です。

宮本委員… 宮本です。よろしく申し上げます。

事務局… 9番の木山委員です。

木山委員… よろしく申し上げます。

事務局… 10番の増岡委員です。

増岡委員… 増岡です。よろしく申し上げます。

事務局… 最適化推進委員さんで、まず、中村委員です。

中村推進委員… 中村です。

事務局… 続いて、楠田委員です。

楠田推進委員… 清源寺の楠田です。よろしくお願いします。

事務局… 続いて、池上委員です。

池上推進委員… 腹赤新町です。よろしくお願いしますときます。

事務局… 続いて、坂井委員です。

坂井推進委員… 坂井です。お願いします。

事務局… 続きまして、平木委員です。

平木推進委員… 六栄の平木です。お願いします。

事務局… 続いて、木原委員です。

木原推進委員… 永方の木原です。よろしくお願いします。

事務局… 続いて、城戸委員です。

城戸推進委員… 初めまして、よろしくお願いします。

事務局… 続いて、濱崎委員です。

濱崎推進委員… 濱崎です。よろしくお願いします。

事務局… それじゃあ、続いて事務局のほう。まず、事務局長の吉田です。

事務局… よろしくお願いします。

事務局… 続きまして、事務局の前田です。よろしくお願いいたします。

事務局… 農林水産課の大賀補佐です。

農林水産課… 農林水産課、大賀です。よろしくお願いいたします。

事務局… 農業委員会との併任ですけれども、濱井です。

事務局… よろしくお願いします。

事務局… それじゃあ、よろしくお願いいたします。

では、あとまたこのメンバーで、残りの期間も含めて、任期されてから3年間という形になりますけど、皆様、よろしくお願いいたしますと思います。ありがとうございました。

それでは、議事進行のほうに移りたいと思います。まず、濱北会長から御挨拶をお願いいたします。

濱北会長… 改めまして、おはようございます。

先月8月は猛暑、それから豪雨、長雨、コロナコロナで大変な8月の月ではございました。暑さももうちょっと昼間は暑さが残るかなというふうに思いますが、もう目の前に秋も来ておりますので、もうやがて涼しくなるんじゃないかなというふうに思います。それから9月に入りますと、いよいよ台風の日とも言われておりますが、今、目の前に14号が九州の南

のほうに停滞しておるようです。非常に心配です。来ないことを祈っておりますが、どうなることやら。

それから、私、バイクでよう田んぼを見て回りますと、もう稲のほうも大分頭を下げてきて、いい米ができよるなというふうに思っております。ただ、この台風が今後来るようになれば、相当影響が出るんじゃないかな。先ほどもちょっと話がありましたように、今、台風が来ると影響が出るような感じでございます。また台風が来ないように祈るばかりでございます。

今日は第6回長洲町農業委員会定例会でございます。どうぞよろしくお願いたします。

事務局長… ありがとうございます。

本日の欠席委員の御報告です。本日の出席は10名中10名で、定足数に達しておりますので、総会は成立することをまずは御報告させていただきます。

それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき、会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行は濱北会長にお願いいたします。

濱北会長… それでは、これより議事に入ります。

本日の提出議案は、報告第11号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」、議案第21号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第22号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、議案第23号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第24号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第15条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員は、10番増岡委員、2番土山委員にお願いいたします。

早速議事に入ります。

1ページです。報告第11号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局長… ちょっと議事に入る前に、杉本委員も何の説明なしに初めてなので、ちょっと簡単に御説明します。

こういった形で今、濱北会長よりありました報告案件とか議案というものがでてまいります。報告についてはもう事務局からの報告ということで、

質問等があれば受け付けるという形になります。それと議案について、今、御紹介いただきました農業委員の方10名、こちらで議決をいただくというような流れになります。ですので、推進委員さんは意見等を言うという形でありますので、そういった流れで最終的に各議案の最後に会長のほうから議決を求めますので、賛成の方は挙手をというような流れが多いと思いますので、今日ちょっと分からない点も多いかと思いますが、その流れでお願いいたします。すいません。

それでは、報告第11号、農地法第18条第6項の規定による合意解約届がありましたので、次のとおり報告します。

議案書の1ページから2ページ、受付番号10番から13番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請理由につきましても、議案書記載のとおりによる合意解約となっております。

簡単ではございますが、以上で報告第11号の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。

ありません の声有

濱北会長… ありがとうございます。杉本委員、何でもいいですから、分からないことが多いかと思えます。初めてですから。何でもいいですから、質問されていいです。

杉本委員… はい、ありがとうございます。

濱北会長… ありがとうございます。なければ、報告第11号は、これをもって終わります。

次に4ページです。議案第21号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長… 議案第21号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり提出いたします。

議案書の4ページから13ページ、受付番号24番から27番です。

これは譲受人が同一のため、一括しての御説明とさせていただきたいと思っております。

それでは、ちょっと多いですけども、お願いいたします。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。申請地については、折崎字東畑に1筆、清源寺字川西及び川向に5筆、腹赤字堀越に3筆になります。

申請内容、許可基準等について御説明いたします。説明資料の1ページから8ページにわたりますが、併せて御覧ください。

申請理由につきましては、売買による所有権移転となっております。全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積5万1,304㎡、農作業歴9年の経験があり、1人で作業を行っておられ、今後も全ての農地を利用するという事です。

機械の所有状況でございますが、トラクター1台、耕運機1台、コンバイン1台、営農トラック2台を所有されておられます。

通作距離につきましては、自宅から車で10分程度とのことです。

地域との調和要件、役割分担につきましては、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことがないように留意し、農薬等の使用には地域住民に迷惑をかけないように作業し、農業の維持発展に関する話合いや活動への参加、地域での取決めに遵守協力し、地域で定期的に行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力して用水路等の管理に努めるということです。

取得後の下限面積要件につきましては、取得後は5万9,045㎡であり、下限面積3,000㎡を超えていることから、問題ないと考えられます。

以上、受付番号24番から27番の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がございました。補足説明を農業委員5番の中嶋委員に……。

中嶋委員… 一番最初とは違うと。

事務局… 差し替え……。

濱北会長… すいません、ちょっと私、見損のうとった。受付番号24番、補足説明を農業委員の10番増岡委員にお願いいたします。

増岡委員… 10番、増岡です。こちらのほうの6番、7番を御覧ください。

ここのところは、ちょっと真っ直ぐに行きますと、古城があったり、シルバー人材のあそことかあった、その下ったところに広いところ。今までは別の方が耕作されておりましたが、このたび譲り受ける人が、自宅からも近いんですね。すぐここのところの地図を見ると書いてあるでしょう。ここの申請地のすぐ右下というんかね、南側になるところに家がございま

すので、御自宅があるので、自分で作るというのは何ら支障がないかと思  
います。作っていかれるということですので、信じていきます。そういう  
ことで、いろんな作物ができるいい土地ですので、ぜひに耕作してほしい  
と思います。以上、御審議ください。

濱北会長… ありがとうございます。続きまして、担当推進委員の平木推進委  
員に御意見を伺います。

平木推進委員… 今、増岡委員が御説明されたとおり、何ら問題はないと思  
います。以上です。

濱北会長… ありがとうございます。続きまして、25番から27番、補足説明を  
農業委員5番の中嶋委員にお願いいたします。

中嶋委員… 資料8ページ、9ページと、10、11ページまでですね。これが前回  
ともう前回までの定例会で行われていきますとおりに、行末川やったか、菜切  
川やったか……、菜切川の西側ですかね、昔、野球場かなんかあったとこ  
ろを上がったところのちょっと手前なのかなということ、内村酸素にち  
ょうど入るところの角の右側です。

今のところは、前はもう土地的にはじゅるかところで、なかなか作物を  
作るということもなかなかできなかつたんですけども、何回か何年かずつ  
と小麦を作られていますけども、なかなかじゅるくて育たないというところ  
の、この右側、そういう形の土地です。8ページの川西の4筆ですね。  
そういうことで、この前からの続きと同じ場所です。

それと10ページ、11ページにつきましては、それよりもまだ上という  
ところで、ちょうど保育園が昔あって、今サッカー場があって、それからま  
だずっと上と。ここもなかなか道がなくて非常に、同じ人がずっと作れば、  
作ることは支障はないんですけど、なかなか道がなかったというところ  
で、非常に今まで作られている方も苦労されていたのかなと思いますけど  
も、今後どういうふうにご利用されるか分かりませんが、実質この前と  
ずっと今までのあれと一緒にしますので、御審議の方よろしくお願ひしたい  
と思います。実質的に今のところ全部荒れているという状況です、今は。

事務局… 中嶋委員、27番も。12ページ……。

中嶋委員… 12ページ、13ページについては、これは腹赤になります。ダイナム  
の東側。あとはクボタ、国道沿い、下が国道にずっとなりますので、国道  
501ですね、南側が。クボタと原田運送、向かいのところのあの間からの  
砂地、今度の第2、第3基盤整備の敷地内ということになりますけども、



そこの角やです。今まで、米、麦を作られていた生産者がおられるんですけども、今後どういうふうにされるのかなという、今はまだ米が作られていますので、何ら問題になりませんが、今度麦からがどういうふうになるのかというのが心配ではございますけども、そういう形で今は考えております。でも売買については、何ら問題はございませんので、御審議方よろしくお願いいたします。

濱北会長… ありがとうございます。続きまして、担当推進委員の中村推進委員に御意見を伺います。

中村推進委員… 中村です。今説明があったとおり、別に何の支障もございません。いっぱい買いよなるけんが、大きい農業をされるのにもってこいやないかと思えます。以上です。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局と農業委員、それから担当推進委員より説明がございました。この件について何か質問等はございますか。どうぞ。

楠田推進委員… 清源寺の楠田です。ここはもう基盤整備になるところじゃなかですよね。

中嶋委員… そうです。まだ、あるというか、今、推進中ですので。

楠田推進委員… まだ、ない、今、換地委員が頑張りよるところですか。

中嶋委員… まだ換地まで、今、基礎の金額を出しているところですか。事業費がどれくらいになるかですね。

楠田推進委員… ここはもう農業をされるということですかね。耕作はさすやろけん、あるとやなかと、場所は今度どこになるか分からん……。

中嶋委員… 多分、誰かに貸されるとは思いますが、今まで作りよった人が作るのか、次の方が作るのかちゅうのはちょっと分からないですけども、多分ここだけ耕作放棄ばどがんかするということはできないので、多分うちのほうで進みますので、ここをよくするという事はなかなか、違うとに利用するというのは多分難しいと思えます。

楠田推進委員… 分かりました。

濱北会長… ほかにございませんか。ないですか。

ありません の声有

濱北会長… それでは、なければ採決します。議案第21号、受付番号24番から27番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

## 賛成者挙手

濱北会長… ありがとうございます。全員賛成ですので、受付番号24番から27番は原案のとおり決定し、許可証を交付いたします。

次に進みます。

14ページです。議案第22号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局長… それでは、議案第22号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、次のとおり提出いたします。

議案書の14ページから17ページ、受付番号が3番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。申請地は赤田公民館の東側になります。

許可基準等について御説明いたします。説明資料の9ページから11ページを併せて御覧ください。

申請理由につきましては、個人住宅建築となっております。申請地の農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断しており、原則不許可になりますが、例外的に許可できる場合が定められております。例外要件につきましては、農地法第4条第6項第1号に掲げる場合の同項ただし書及び同法施行令第4条第1項第2号イ及び同法施行規則第33条第4号の規定に基づき、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に設置されるもの、いわゆる集落接続に当たるため、不許可の例外に該当すると思われれます。

資力及び申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、金融機関からの住宅ローン事前審査終了通知による融資額が事業費と同額のため適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、個人住宅によるものであるため、非農家住宅基準面積おおむね500㎡を下回るため適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者については、おられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、農地との境界にはブロックを設置して土砂の流入がないようにするため、周辺農地には影響がないということです。万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任を持って対応するというところでございます。

その他、給水は町上水道、生活雑排水及び汚水は合併浄化槽を設置して道路側溝に排水、雨水は雨水ますを設置し、道路側溝へ排水ということです。

以上、受付番号3番の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました。

補足説明を農業委員4番の徳永委員にお願いいたします。

徳永委員… 改めまして、こんにちは。議案書の16、17ページを開いていただきまして、申請地は一先宮から赤田のほうに坂を下りまして、下り終えたところ、300mか400mですけど、それから四つ角を左のほうに200mほど行きますと、右側に町道に面したところでございます。

申請地は、現在の住居との間に苗床がございまして、今度の申請地の住居との間に苗床、それから申請地の北側も申請者の土地ということで、何も周囲に対して影響があるとは思えませんので、何も問題ないかと思えます。皆様方の御審議をよろしく願います。

濱北会長… ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の木原推進委員に御意見を伺います。

木原推進委員… 木原です。先ほど事務局のほうからと徳永委員から説明がありましたとおり、特段問題はないと思いますので、よろしく願います。

濱北会長… ありがとうございました。今、事務局、農業委員、それから説明がありました。この件について何か質問等はございますか。ないですか。

ありません の声有

濱北会長… なければ、賛成の挙手をお願いいたします。受付番号3番について、賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。

賛成者挙手

濱北会長… ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号3番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に進みます。

18ページです。議案第23号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長… それでは、議案第23号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり提出をいたします。

議案書の18ページから21ページ、まず受付番号7番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。申請地は清里小学校の東側になります。

許可基準等について御説明いたします。説明資料の13ページから15ページを併せて御覧ください。

申請理由につきましては、個人住宅建築に伴う贈与による所有権移転となっております。申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域に定められた地域であるため、第3種農地と判断しており、原則許可になります。

資力につきましては、金融機関からの住宅ローン事前審査終了通知による融資額が事業費を超過しているため、適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和3年10月1日より着工予定、令和4年3月31日完成予定であり、適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、非農家住宅基準面積おおむね500㎡を下回るため、適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者については、おられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、土砂等の流出を避けるためブロックを設置し、個人住宅建設であるため、周辺農地への日照、通風、耕作等への影響はないということです。万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任を持って対応するということでございます。

その他、給水は町上水道、生活雑排水及び汚水は町下水道、雨水は雨水ますを7か所設置し、側溝に放流ということでございます。

以上、受付番号7番の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。ただいま事務局より説明がありました。

補足説明を農業委員2番の土山委員にお願いいたします。

土山委員… 2番の土山です。資料の20ページと21ページに場所が書いてあります。この場所はこの北に大きい道路がいつてます。これは高速船道路といいつて、右にずっと行けば野原に行きます。これを梅田のセブンイレブンを東のほうに進むとJAの有明斎場があります。それをずっと行くと平川燃料があります。平川燃料を徐々に登って200mぐらいずっと行けば、登り詰めたところに、右手に城北製作所があつて、それを左のほうに道が1本いつております。それを入れてすぐ20mぐらいのところから右に入ったところでは、一応、東側と北側はブロックでぴしゃつと境界もできているし、

西側の道路に面したところは2 mぐらいの高さぐらいのところ、全部石垣がされています。それで今はちょっと地主さんが選挙事務所でテントを張っている状態です。なおかつ宅地以外は分筆して何も問題はないと思います。

それでここがちょっと21ページを見てもらおうと分かりますように、荒尾市との境なんです。ここがずっとですね。変な感じで荒尾市と長洲の境界が分かれているんですけど、これは私が思うには、昭和三十二、三年頃、ここは清里村やったけんですね、昔は。これが分村でいろいろあってこうなっとなつとやなかろうかなと。あの当時はかなり激しい運動があって、暴力沙汰とか何かいろいろあったと聞いています。一応、長洲の町で高浜ちゅうことで、別に何も問題ないと思います。御審議のほどよろしくお願ひします。

濱北会長… ありがとうございます。続きまして、担当推進委員の坂井推進委員に意見を伺います。

坂井推進委員… 推進委員の坂井です。先ほど土山委員から説明がとおりました問題はないかと思ひます。周りももうほぼ住宅地ですので、支障はないかと思ひます。審議のほどよろしくお願ひいたします。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局、それから農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。

増岡委員… すいません、いいですか。増岡です。

濱北会長… はい、どうぞ。

増岡委員… すみません、ちょっとあれなんですけど、譲受人と、贈与とありますけど、親子関係でしょうか。

土山委員… はい、親子です。

増岡委員… 親子関係。あとこの3分の1ぐらいに土地が分割されていますけど、あとどこかに譲るっていうのが予定があるんでしょうか。

事務局… 今のところはございません。

増岡委員… 以上です。

濱北会長… ここは私とちょっと親戚関係になるんですけど、畑を半分に分けて分けて、娘にやる、財産を分けて。あとは畑に使うと思ひます。

増岡委員… 生前贈与っていうんですね。

濱北会長… そうそう。生前贈与。

中嶋委員… あっ、この5と6を娘さんに半分ずつやっとなすですか。

濱北会長… ほかにないですか。

ありません の声有

濱北会長… なければ、採決をします。議案第23号、受付番号7番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

賛成者挙手

濱北会長… ありがとうございます。全員賛成です。議案第23号、受付番号7番は、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に22ページ、受付番号8番を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長… それでは、議案書の22ページから23ページ、受付番号が8番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。申請地は長洲町役場の西側になります。

許可基準等について御説明いたします。説明資料の17ページから19ページを併せて御覧ください。

申請理由につきましては、資材置場建設に伴う売買による所有権移転となっております。申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域に定められた地域であるため、第3種農地と判断しており、原則許可となります。

資力につきましては、法人の通帳残高が事業費を超過しているため、適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、許可日より着工予定、令和4年3月31日完成予定であり、適当と判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、資材置場増設のため適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者については、おられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、周囲に土砂の流出がないよう注意し、資材置場であるため、周辺農地への日照、通風、耕作等への影響はないということです。万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任を持って対応するということでございます。

その他、給水、生活雑排水及び汚水はありません。雨水については自然

浸透ということでございます。

以上、受付番号8番の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。ただいま事務局より説明がありました。

補足説明を農業委員の8番宮本委員にお願いいたします。

宮本委員… 宮本です。場所は大崎斎場の近くで、ちょっとその畑に行くには道路がなかったんですけれども、今度、譲渡を受けられる方の会社の中を通らせてもらって見に行きました。もう前から資材置場で借りられてたんだろーと思いますけども、砂利とかがちょっと置いてありまして、それなりには畑もありますけど何の問題もないかと思われまして、審議のほうよろしくお願ひします。

濱北会長… ありがとうございます。続きまして、担当推進委員の濱崎推進委員に意見を伺います。

濱崎推進委員… 推進委員の濱崎です。先ほどの説明のとおり、周辺の農地にも作物を育てている様子もありませんので、問題ないかと思ひます。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局、農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。意見ございませんか。

ありません の声有

濱北会長… なければ、採決をしていいですか。

はい の声有

濱北会長… ありがとうございます。議案第23号、受付番号8番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

賛成者挙手

濱北会長… ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第23号、受付番号8番は、原案のとおり許可相当とすることとして県知事に意見を送付いたします。

次に進みます。24ページです。

受付番号9番を議題といたします。事務局より説明をしてください。

事務局長… はい。議案書の24ページから25ページ、受付番号9番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。申請地は腹栄中学校の西側になります。

許可基準等について御説明いたします。説明資料の21ページから23ページを併せて御覧ください。

申請理由につきましては、個人住宅建築に伴う使用貸借権設定となっております。申請地の農地区分につきましては、第1種、第3種ともに該当せず、広がりもなく、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地と判断しており、申請地のほかに適当な代替地がない場合には原則許可になります。

資力につきましては、金融機関からの住宅ローン事前審査終了通知による融資額が事業費を超過しているため適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和3年10月25日より着工予定、令和4年4月4日完成予定であり、適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、個人住宅建築によるもので、非農家住宅基準面積おおむね500㎡を下回るため適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者については、おられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、隣接地に土砂の流出がないように注意し、個人住宅建築によるものであるため、周辺農地への日照、通風、耕作等への影響はないということです。万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任を持って対応するということでございます。

その他、給水は隣接する実家の井戸水を利用、生活雑排水及び汚水は町下水道、雨水は浸透ますを設置して自然浸透させ、オーバーフロー分は東側への側溝に放流ということでございます。

以上、受付番号9番の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がございました。補足説明を農業委員9番の木山委員にお願いいたします。

木山委員… 9番の木山です。場所は地図を御覧のとおり、日立造船清源寮の北東になります。ここは家族の敷地範囲でありまして、周りはフェンス、ブロックで囲ってあり、草木も整理されており、何ら問題はないと思います。審議のほどよろしく申し上げます。

濱北会長… ありがとうございます。続きまして、担当推進委員の楠田推進委員に意見を伺います。

楠田推進委員… はい。楠田です。ここは周りは多分、ばあちゃんが畑、野菜を作りよったところだと思いますけど、あとは木山委員の報告のとおりです。よろしく申し上げます。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局、農業委員、それから担当推



進委員より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。

ありません の声有

濱北会長… ありがとうございます。なければ、採決をします。議案第23号、受付番号9番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

賛成者挙手

濱北会長… ありがとうございます。全員賛成です。議案第23号、受付番号9番は、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に進みます。26ページです。

議案第24号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局長… それでは、議案第24号、農用地利用集積計画（案）が定められたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるものです。

今回の申請につきましては、27ページが総括表となり、2021年の期間ごとの総括になります。28ページが今回の借手の一覧で、現在の耕作面積に今回の利用権設定面積を合わせまして今後の経営面積となります。詳細につきましては29ページ、賃借権が1件、1筆、954㎡。30ページ、使用貸借権1件、1筆、404㎡。31、32ページが所有権移転1件、1筆、928㎡となっております。

以上、議案第24号の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。ないですか。

ありません の声有

濱北会長… なければ、採決をします。議案第24号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

賛成者挙手

濱北会長… ありがとうございます。全員賛成です。議案第24号は原案のとおり決定をいたします。

以上で本日の提出議案は全て終了いたしました。

委員、推進委員の皆さんから、その他の意見や何か質問等はございますか。

嶋田委員… ちょっとよかですか。例えばこの前農地状況調査で周ったっですけ

ど、野菜ば2年ぐらい前は作ってあったんですけど、そのまま放置されておる。それは結局いつの段階で分類するのかという、その基準ちゅうとが結局どがんですかね。

事務局… やはりその草の高さとか、その荒れている期間ですとか、やっぱりそういうところでA分類……。

嶋田委員… ちょっと機械でやるとできるばってんが、なかなか……。

事務局… はい。それは もうA分類……。

嶋田委員… それじゃなかったら、。

事務局長… はい、もう現況を見て判断するしかなかかなとは思いますが。

嶋田委員… 年々 そがん 増えてくるけん。

事務局長… できれば、もう手のつけられんごてならんごて、何かしてもらおうとよかばってんがですね。

嶋田委員… 判断ちゅうとはなかなか、もう……。

嶋田委員… なかなか言われんとですよ。してくれって言われん。

濱北会長… そして一人でな、これは絶対決められんとやんな、一人では。

事務局長… 一応そういう判断に迷われるところがあれば、その地域の推進委員さんと、あと事務局もちよっと交えて、例えば現場で見てから、どういう判断にしましょうかということでもいいと思います。

嶋田委員… なかなか難しか……。

中嶋委員… 重機の入らなところは、もうアウトだろう、無理だろう。そうすると、切ってからトラクターぐらいですいて、竹切るとも……。

嶋田委員… だから切ってからするちゅうばってん、切っともおおごつだけん。

中嶋委員… ばってん、1年でびんびん伸びていくのがあるとな、何ちゅうとかな、1年で木の……。

増岡委員… センダンの木。

中嶋委員… センダンの木か、あれはもう草刈り機で切られるけんですね。上がつとるんだつたらばあつと切って、すいてもよかもん。ちいっと太かトラクターならば。ばってんが……。

嶋田委員… ちいっとこんぐらい細かなのはよかばってん、ちよっと太なつたらもうできんがな。

嶋田委員… ツタは多分草刈り機で切つてあるけれども、すいてないというのは、農業を辞められたところは耕耘機もトラクターも持つとんならんとところがあるじゃないですか。でも、草刈り機で木は切りよんなはるとはどがんな

るとな。

事務局… それはもうそのままで大丈夫です。

中嶋委員… なかなか年に1回しか見ぎやいかんでしょうが。

楠田委員… オーケーでよかわけですたいね。

嶋田委員… ならですよ、半分植わったところはどげんするとかな……。

事務局… ある程度、手をつけてあるというところで、そのままでもいいのかなと……。

嶋田委員… 半分は木の生えとるばってん。

中嶋委員… どっから攻めてきよるかが分からんもんな、どこまで攻めとるとかが。

増岡委員… ちょうどパトロールするときに草があるときで、今年みたいに雨が多くって、行ったら、草が生えてて、ちょっと迷うから、私まだ行ってないんですけど。やっぱり続きがあっても、雨が降ってたらできないしって感じもあるからですね。だから毎年してるところは分かるけど。

嶋田委員… 木はいいですけど、蔓があって……。

増岡委員… 蔓でしょう。そうそう、あれは……。

嶋田委員… 蔓は多かな……。ほんなこて……

増岡委員… あれは伸びるのが早いですもん。前、あの畑の学校で蔓といたら、リース作りの材料になる。だから、ちょうど畑学校のところにいっぱい植わったから、あれも全部ずっと刈ってからまとめて、そして立派なリース作り、正月くらいになったら、クリスマスとか、ああいうふうに取りましたけど。

嶋田委員… うちの畑も……。

増岡委員… もうボランティアでしてましたけど、ちょっと自分ところの草も取れないような状態なので大変ですけど、そういう利用があるからですね。だから、ちょっと女性団体とか、文化協会とか、そういうときに切り出すのをぱっと切ったところすぐしてまとめておけば、水に戻せばすぐ使えるので、それで商売になるところもあるからですね。そのリース、生の蔓ですよ。

特にクズの分が一番大変でしょう、クズ、あれがすごいんですよ。あの分がずっと伸びたのをするとね、私、それしてたから。もらいに行きたいなと思いつつ、今忙しいから、あれですけど。

嶋田委員… すっと手で切れんもんな。

増岡委員… そうね、もうあれは旺盛ですもん、取っても取ってもすぐ伸びてくるし。それを女性軍にね、まず回してから、ちょっと売ってごらんよ。

濱北会長… 今言われたことは、ちょっと、推進委員と農業委員の人ば、ちょっと連れて行って判断ばどがんかして……。

中嶋委員… なかなか荒地にしとってから、通知の行ってくる、誰がそがんしたつかいって……。

濱北会長… 何か委員の皆さんからなければ、事務局のほうからいいですか。

- 1 農地利用状況調査表の提出について
- 2 農地利用最適化推進大会について
- 3 活動日誌の提出について
- 4 人・農地プランの進行状況について

土山委員… 話に出たかもしれんけど、今インボイス制度って話にちょっと出よったよね。あれはどがんなってる、どういう内容ね。

事務局… インボイスですか。

土山委員… インボイス制度って何か、玉名辺りでちーっと話のよるごたるけん。うちは別にそのところは関係なかつて。

事務局… 人・農地プランとか、各種補助事業に関わるような制度ではないんですけれども、皆さんの税の申告とかに関わってくるような制度なので。

土山委員… 直接は関係なかつたい。

事務局… 全く別物ですね。消費税とかそういったものを、換算の仕方の制度なので、また別のものにはなってきます。

事務局… あんまり農家さんはどうなんだろうね。

濱北会長… 課税業者とか、納税業者とか……。

事務局… 年間収入がたしか1,000万ですかね、1,000万超えるか超えんかでも、その制度の該当かどうかとか変わってくるので。結構複雑なんです。私も1回説明会を聞いたことあるんですけど、結構複雑なので、一番は税理士さんとかに任せられているところは、そういった方に聞くのが一番いいかなと。

事務局長… 税務署か税務課とか、そっちのほうか、そっちの制度なので。

事務局… 役場としても直接お世話することはないような制度ですね。

濱北会長… いいですか。

土山委員… それとあと一つ、あの玉名市が新聞に載ったけど、償却資産ば

納めとらんもんに、追徴ばだしたよね。あれは玉名市自体ができんやったつかね、ああいう行政が。あれば償却資産ば、わざと取っとらんやったつかね。玉名市の結局資材ば使う業者に対して。

事務局長… それは、ちょっと行政がどうかというのは新聞でもいろいろ書いてはあったつばってんが、基本的に事業を行う上での償却資産というのは固定資産税の対象になるという話です。

土山委員… 払うべきやろう。

事務局… 払うのが通常というところのものです。それぐらいです。言えることは。

濱北会長… ほかにないですか。

ありません の声有

濱北会長… なければ、これをもちまして、令和3年度第6回長洲町農業委員会定例会を閉会いたします。

事務局… 起立。礼。

閉会（終了 午前11時00分）